

国税職員を装った 不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を装った不審な電話が掛かる事例が増加しています。

電話の内容は、年金のアンケートや調査と称して、「年齢はいくつか」、「家族は何人か」、「年金額はいくらか」、「預貯金額はいくらか」などといったものです。

国税職員を名乗る電話で不審な点があるときは、即答は避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または をご覧ください。



〈問い合わせ〉

熊本国税局 Tel.096(354)6171

阿蘇税務署 Tel.0967(22)0551 ※自動音声案内

相続税についてのお知らせ

平成27年1月から
相続税の基礎控除額などが変わりました。

[基礎控除額の計算]

【改正前】

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

【改正後】

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

※上記のほか、①相続税の最高税率の引上げ、②未成年者控除および障害者控除の税額控除額の引上げ、③小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地などの限度面積の拡大などの改正が行われています。

相続税・贈与税特集

国税庁ホームページでは、相続税などの関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」ページを開設しています。

「相続税・贈与税特集」ページでは、「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しているほか、相続税の仕組みを分かりやすく解説した「相続税のあらまし」なども掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

「相続税・贈与税特集」

【<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/>】

ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き
>相続税・贈与税・事業承継税制関連情報

免の石ライトアップ 「南阿蘇村頑張る地域支援事業」

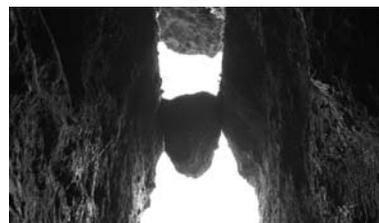
パワースポットとして人気となっている免の石のライトアップを行います。
夜空に浮かびあがる幻想的な免の石を見に来ませんか！

■日時 8月14日(金)～16日(日) 日没後～午後9時(雨天決行)

■場所 免の石望見所「鳥の小塚公園」

■内容 ライトアップ・出店・トランペット演奏 ※入場無料

〈問い合わせ〉 村観光協会 Tel.(67)2222



8月11日(火) 白水保健センター相談室
8月18日(火) 長陽庁舎1階会議室
相談時間 午前10時30分～午後2時30分
専用電話 Tel.(67)2244

巡回相談日

実は、それぞれの携帯電話事業者は、「カスタマイズ」という機能を設けており、フィルタリングを設定しても、保護者の判断で個別にアクセスを許可できるサイトを増やせます。難しいければ、携帯電話販売店で簡単に設定してくれます。もちろん、年代別でフィルタリングの内容は少しずつ変わってきます。しかし、実際はほとんどの保護者が、こういう仕組みがあることを知りません。このIT社会で子どもを守るためには、保護者も学ぶことが必要です。

今月は親と子どものスマホのルールについて考えてみます。
昨今、インターネットの利用の低年齢化はさらに進んでいます。それなのに、有害サイトから子どもを守るためのフィルタリングの設定をしない親が増えてきている深刻な状況があります。日本には、「青少年インターネット環境整備法」があり、18歳未満が携帯電話を持つ時には、フィルタリングの設定が義務づけられています。保護者の同意なしでは解除できません。あえて外すのは、ほぼ子どもの「ライン」ができないから」という訴えを聞いてしまうことにあります。つまり子どもはラインをする代償に多くの危険にさらされていることになるのです。



【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel.(67)2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎